

リスクアセスメント (RA) Q&A

(有害性)

Q1 「作業環境測定の本測定」と「個人暴露測定」との違いを教えてください。

A1 B測定は「場の測定」である「作業環境測定」では、補足的な意味（主は場としてのA測定）であり、「個人暴露測定等の8時間測定」とは意味合いが異なります。

「個人暴露測定のガイドライン；日本産業衛生学会」では「作業環境測定」は補足的であるとみていますが、指針又は日測協本部では「作業環境測定」は立派なRA（リスクアセスメント、以下同じ。）としてとしています。例えば、A測定の幾何平均値や第1評価値又は第2評価値と、暴露基準（TWA等）と比べるという方法があります。もちろん「作業環境測定」を実施してもかまいません。

Q2 特別則（有機溶剤中毒予防規則や粉じん障害防止規則）での測定とRAとしての測定をどのように考えるのですか？

A2 対象となる物質が特別則に該当する物質であれば、特別則に基づく測定を優先します。この場合は、RA手法での見積もりは実施しなくてかまいません。

Q3 指針に記載の『RAについて危険性と有害性のどちらか一方を行えば良いとのことではない。』について、意味がわからない？

A3 ある物質がSDS（安全データシート、以下同じ。）等で両方からんでくるときは、両方についてRAを実施する旨であること。有害性だけと片方しかないときは、有害性一つのみ実施でよいこととなります。（GHSをよく理解しておくことが重要です。）

Q4 コントロール・バンディング（以下CBという）に、危険性についての手法はないのですか？

A4 中央労働災害防止協会で確認できます。現在、一般公表はされていません。

（研修会参加者のみに公表。）

厚生労働省で現在作成中と聞いています。

Q5 現在、作業環境測定をやってもらっている機関に、RA を聞いたらはっきりしなかったが、心配です。(4月時点)

A5 現在、作業環境測定機関においても教育期間中ですので、少々待ってください。作業環境測定も RA であるので、測定機関を必ず利用することがよいと思います。しかし、実施内容に心配な場合は、作業環境測定機関を変更することも必要です。日本作業環境測定協会北関東支部茨城分会員の測定機関であれば大丈夫です。

Q6 精度が悪い CB を実施せずに、作業環境測定を実施したほうが効率的ではないですか？

A6 工学対策なしではこうなるという事情把握と、化学物質の本来の姿はこうだという状況を RA 実施する前に確認することは大事です。

Q7 リスクを日頃から管理する手段はありますか？

A7 SOP 等の手順書を見直す。作業主任者等を活用する。現場分析(オンサイト分析)装置を利用する。(VOC センサー、スモークテスター等) 以上のようなことが考えられます。

Q8 CB は必ず行えというが、数が多すぎて実施が困難です。

A8 少量多品種(後述)の場合の考え方と同様に対応します。

化学特性と取り扱う頻度がほぼ同じであれば、代表的に一つ CB を実施することも可能です。

また、合理的に判断し、暴露性が一番高そうな物質から CB を実施していき、低そうな物質は省略することもできます。

高度な知見が必要とされ、専門家による「専門的な判断」を要求されるケースのため、化学物質管理者(RA 担当者)の教育を含めて、専門家を利用された方がより良いと思われます。(合理的に判断する。)

Q9 640 物質以外の場合の RA はどうするのですか？

A9 まず、SDS をメーカーの提供をうけてください。(努力義務ではあるが、要請してください。)
CB は SDS がなくても実施できますので、まず実施してください。もちろん、測定できれば OK です。

Q10 何も情報が入らないときはどうするのですか？

A10 局排の性能チェックとか SOP 見直し、作業管理確認等を実施確認するだけでも RA 実施といえます。(専門家による確認が適当です。)

Q11 非定常作業・緊急事態の RA はいかに察知し情報収集するのですか？

A11 KY やヒヤリハットによる情報収集、同業者間の情報交換等により情報を集約することなどが方法として考えられます。

Q12 製造中間体も RA 実施するというが、前もって生成していない物質の SDS を得ることはできないと思いますが・・・・・・・・？

A12 何が発生するか、上記の A11 を活用し、現場モニター等で察知し RA を実施します。

Q13 研究機関における、少量多品種（試薬）を扱う場合の RA はどのように進めますか？

A13 作業において代表的なものについて、まず実施することが重要です。
暴露が高そうなケースの RA を実施し、その他、「専門的な判断」で合理的に判断して RA を実施します。(Q8 の A8 も参考にして下さい。)

Q14 「専門的な判断」の専門家は作業環境測定士でなければならないのですか？

A14 指針上では専門家は作業環境測定士・労働衛生コンサルタント・ハイジニストなどとなっていますが、主目的は事業者の自律的管理を目指すので、教育を積みながら専門家にふさわしい人像を社内で育てていくことが大切です。
そういう人であれば OK と考えます。(社内でそのような人が育つまでは、外部の作業環境測定機関にお願いするか、自社内で身の丈に応じた RA 手法で実施していくのが合理的であると考えます。)

Q15 「専門的な判断」はだれが行っても良いですか？

A15 上記の A14 を参照してください。

Q16 屋外での RA を実施する場合の方法と注意について教えてください。

A16 基本的に屋外では加重平均レベルでみると、TWA (OEL) より低くなります。瞬時レベルでの暴露に気をつけるようにすれば RA は OK とします。「専門的な判断」により。ただし、必ず呼吸用保護具は着用させることに注意してください。(場合によっては、「野外作業環境測定ガイドライン ; H17～」を実施する。)

Q17 工場のライン工程で複雑に工程が変化していく中での (製造中間体もたぶん生成している。) RA の実施は難しいのでありませんか？

A17 通常は SDS や情報収集から始めますが、この場合は難しいと思います。現場センサー (簡易測定器等) などや、現場職長の意見などから暴露が高そう (激しそう) な箇所 (エリア) を見つけ出し、RA を実施していくことになります。この場合、相当な経験を有するため、外部の専門家に依頼することをお勧めします。